

農業協同組合等が合併した場合の 基礎控除額の計算明細書

名 称	
-----	--

○ この計算明細書は、農業協同組合等が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第71条の17第1項（農業協同組合等が合併した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に使用するものです。

1 合併年月日.....平成 年 月 日

2 合併後の農業協同組合等の基礎控除額の計算

(1) 措置法第71条の17第1項の規定による金額の計算

合併前の各農業協同組合等の名称	① 左の農業協同組合等についての合併の直前における課税価格に相当する金額 (措置法第71条の17第1項第2号の金額)	② 左の①の金額と15億円のいずれか少ない金額
	円	イ 円
		ロ
		ハ
		ニ
		ホ
合 計		へ(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)

(2) 合併後の農業協同組合等について計算した面積比例控除額.....ト 円

(3) 合併後の農業協同組合等の基礎控除額.....チ 円
(へとトのいずれか多い金額)

(申告書第1表の「基礎控除の額」欄に金額を転記します。)

◎ 添付書類

措置法第71条の17第1項の規定の適用を受けるためには、次の書類を申告書に添付する必要があります。

- 1 合併前の各農業協同組合等の別に、それぞれが合併の直前において有していた土地等の明細（地目、面積、所在地及び価額）が分かる書類
- 2 農業協同組合の合併の場合には農業協同組合併助成法第2条第1項又は附則第2項に規定する合併経営計画の認定に係る書類の写し、また、森林組合又は漁業協同組合の合併の場合には森林組合併助成法第2条又は漁業協同組合併助成法附則第2項に規定する合併及び事業経営計画の認定に係る書類の写し

(注) 1 農業協同組合等とは、農業協同組合、森林組合又は漁業協同組合をいいます。
2 2の(1)の表の①欄には、合併前の農業協同組合等のそれぞれにつき、その合併の直前において有していた土地等につき地価税法その他地価税に関する法令の例により計算したその合併直前における課税価格に相当する金額を記入してください。

農業協同組合等が合併した場合の基礎控除額の計算明細書の記載要領

- 1 農業協同組合等とは、農業協同組合、森林組合又は漁業協同組合をいう。
- 2 「1 合併年月日」欄には、合併登記の日を記載する。
- 3 「2 合併後の農業協同組合等の基礎控除額の計算」の各欄
 - (1) 「(1)措置法第71条の17第1項の規定による金額の計算」表の①欄には、合併前の農業協同組合等のそれぞれにつき、その合併の直前において有していた土地等につき地価税法その他地価税法に関する法令の例により計算した合併直前における課税価格に相当する金額を記載する。
 - (2) 「(2)合併後の農業協同組合等について計算した面積比例控除額」欄には、申告書第1表の「◎面積比例控除額の計算」の「合計」欄の金額を転記する。なお、KSKシステム用の申告書においては、申告書第2表（面積比例控除額の計算書）の「2 面積比例控除額の計算」表の「合計」欄の金額を転記することに留意する。
 - (3) 「(3)合併後の農業協同組合等の基礎控除額」の欄に記載した金額は、申告書第1表の「②基礎控除の額」欄に転記する。なお、KSKシステム用の申告書においては、申告書第1表の「⑥基礎控除の額」欄に転記することに留意する。